

「条坊呼称法」と「条里呼称法」の 導入・整備過程に関する基礎的研究

伊藤 寿和

I はじめに

本稿は、主に奈良時代の平城京において新規に導入・使用された数詞に基づく「条坊呼称法」と、それを手本として奈良時代中期以後、各国において導入・整備された「条里呼称法」に関して、基礎的な再検討をおこなうものである。

まず、条里呼称法の導入・整備に関して、いち早く、岸 俊男氏¹⁾は班田図の「一条一卷説」を提示され、永らく通説の位置を占めてきた。岸説は、幾つかの重要な要素から成り立っている。すなわち、①班田に際して作成された班田図は、条里呼称法的一条ごとに作製された。②その全国的な整備は、後に四証図の筆頭となされた天平14年(742)と想定される。③奈良時代には条里地割が広範に施行されており、その条里地割の存在を前提として、一条一卷の班田図と条里呼称法がほぼ全国一斉に導入・整備された、と考えられた。

その後、金田章裕氏²⁾が岸説に再検討をおこない、重要な修正を加えられた。すなわち、大和国や山背国をはじめとする国ごとに条里呼称法の関連史料に検討を加え、岸氏が想定した条里呼称法の導入・整備は全国一斉になされたものではなく、山背国の天平15年(743)の事例を初見として、国ごとに条里呼称法の導入・整備には時間差があり、その全国的な導入・整備には、山背国の事例以後20年ほどの期間を要したことを明らかにされた。岸説の根幹をなす「班田図の一条一卷説」は認められるが、その班田図の作製と表裏一体をなすと考えられてきた条里呼称法の導入・整備との間には、国ごとに時間差が存在し、全国的に整備され四証図の筆頭とされた天平14年(742)の時点で条里呼称法がすでに導入・整備されていたと想定される山背国の他に、その10年後や20年後に条里呼称法が導入・整備された国も複数確認された。条里呼称法が導入・整備されていない期間、それらの国において班田図はどのようにして作製・整備されていたのかと言う、重要な問題点が新たに浮かびあがってきた。

一方、これら文献史学に基づく岸氏と歴史地理学に基づく金田氏の理解に対して、考古学はあらたな事実を示した。すなわち、班田図と条里呼称法が各国において導入・整備された奈良時代中期頃には、岸氏をはじめとして多くの論者が大前提となしてきた条里地割は未だ広範には施行されておらず、都が置かれていた大和国においても、現在の地表面に認められる広範な条里地割が施行されるのは平安時代中期以後に下ることが判明した³⁾。

これらの新事実をうけて、岸氏は、後に、条里呼称法は班田図の整備と密接な関係をもって成立したとの自説を堅持しつつ、田図はいわば模式図であって、その土地の状況を必ずしも正確に記したのではなく、何条何里何坪という条里呼称法が使用されていても、現地に条里地割が実際に施行されていることを示すものとは限らないとの新たな提言をされた⁴⁾。また、その中で、条と里は対等の関係ではなく、条が六町四方の里を横に連ねた、より上位の空間であり、里は条に先行するもので、はじめは固有名詞を有しており、次第に条ごとに一里・二里と数詞を付けて呼ばれるようになったとの新たな見解も提示された。

館野和巳氏⁵⁾は、岸氏と同じく文献史学の立場から条坊呼称法に関する一次史料に全面的な再検討を加えられ、平城京において奈良時代に使用されたと考えられてきた「平城左京五条六坊十五坪」のような数詞に基づく完全な呼称・表記は当時の一次史料には認められず、基本的には「平城左京五条六坊」のような「条-坊」までの把握に基づく条坊呼称法の表記に止まっていたことを確認された。一方、長岡京・平安京への遷都後において、平城旧京では「条-坊-坪」と言う数詞による「坪付」の呼称が使用されるようになったとする斬新な説を示された。

また、館野氏の新説と関連して、堀 健彦氏⁶⁾は、歴史地理学の立場から、平安遷都後における平城旧京の実態とその変遷を跡付けられた。数少ない貴重な成果である。

近年、吉田敏弘氏⁷⁾は、歴史地理学の立場から、上記の諸説をまとめる立場から再検討を加えられた。岸氏が明らかにされた「班田図の一条一卷説」を認め、それに基づく四証図筆頭の天平14年(742)における全国一斉の班田図の整備と、金田氏が明らかにされた国ごとに時間差を伴いながら天平15年(743)以後に導入・整備された条里呼称法は矛盾するものではなく、田図上における土地管理の一環として、条里呼称法が徐々に整備されていったという新たな提言がなされた。すなわち、奈良時代中期における条里地割と条里呼称法の完成後に、一条一卷の班田図が整備されたと言うこれまでの前提を再検討し、逆に、班田図の整備後に条里呼称法が導入・整備されたのではないかとの説を提示された。

最新の研究としては、同じく歴史地理学の立場から、若手の三河雅弘氏⁸⁾の研究があり、意欲的な提言と想定がなされており、学ぶべき点も多い。三河氏の一連の研究は、大卒において吉田氏と服部昌之氏⁹⁾の研究の流れを継承するものである。ただし、三河氏の研究においては、想定や結論を導くに際して、残念ながら、関連するすべての一次史料を提示された上での検討・論述がされていないように見受けられる。関連する全史料の提示とその検討に基づいた、氏自身による再検討が望まれる。

本稿では、条坊呼称法と条里呼称法に関する上記の主要な諸先学の説に対して、旧稿¹⁰⁾も踏まえながら、若干の基礎的な再検討を試みるものである。永らく定説の位置を占めてきた岸説の一部が修正を要することはすでに明らかであるが、現在における通説の位置を占める金田説と、それに対して新たな説を提示された館野氏と吉田氏に関しても、未だ補足すべき関連史料も存在している。さらに、各氏が論文において提示された個々の史料の解釈に関しても、他の解釈もまた可能であるように思われる。

以下においては、まず、都城の「条坊呼称法」に関する主な史料を引きながら、最新の研究成果である館野氏の説にふれ、ついで、「条里呼称法」に関する主な史料を引きながら、通説の位

置を占める金田氏と新説を提示された吉田氏・三河氏の理解に関して、再検討を加えながら、私見を述べることにしたい。

II 平城京と長岡京・平安京における「条坊呼称法」の実態

従来の一般的な理解に基づけば、平城京には完成当初から「左京七条一坊十四坪」のような数詞に基づいた「条-坊-坪」からなる条坊呼称法が導入・整備され（図1）、それを手本として、奈良時代中期の天平年間以後に、時間差を伴いながら各国に条里呼称法が導入・整備されたと想定されてきた。けれども、館野氏の論文により、条里呼称法導入・整備の前提となされてきた条坊呼称法の導入・使用の実態に全面的な再検討を加える必要が出てきたと判断される。

館野氏によれば、『続日本紀』に記載された条坊呼称法は、霊亀2年（716）の「始徒建元興寺 左京六条四坊」の一例のみである。また、正倉院に伝えられた宝亀4年（773）の「月借錢解」においても「在左京八条四坊」のように、平城京と同時代に記された文書では、京内の位置の表示はすべて「条」と「坊」ま

であり、後に検討を加える『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』を除けば、平城京における「条-坊」に続く「坪付」を明記した確実な史料は存在していないこととなる。

さらに、館野氏によれば、奈良時代には記されなかった数詞に基づく都城における「坪付」表示が、ようやく平安時代の初めになって現れる。平城旧京に関する初見は、延暦23年（804）の「東大寺家地相換券文」である。山城国相楽郡にある東大寺の土地と、「平城左京二条五坊七町」に所在していた従三位・紀朝臣勝長の家地を交換するに際して表記された事例である。ここでは、後に平城旧京において一般的に使用される条-坊-「坪」ではなく、条-坊-「町」の呼称が使用・表記されていることに注意を促されている。

長岡京については、延暦7年（788）の「六条令解」では「在三坊 長岡京」とのみ記載され、平安京遷都後の延暦14年（795）の「太政官符」では「長岡京左京三条一坊八町・九町・十五町・十六町」と記されている。公式な文書である太政官符において土地の所在表記に使用された、都城の条坊に関連する公式な「条-坊-町」呼称法の初見史料である。

館野氏は、平安京では当初から「条-坊-町」を用いた都城における呼称がおこなわれていたものであり、平城・長岡の旧京においては、平安遷都後もしばらくは「京」としての認識が続いており、それに基づいて、平安遷都後の平城旧京と長岡旧京においても、平安京で新たに公式に導入された「条-坊-町」の呼称法が使用された可能性を示唆されている。

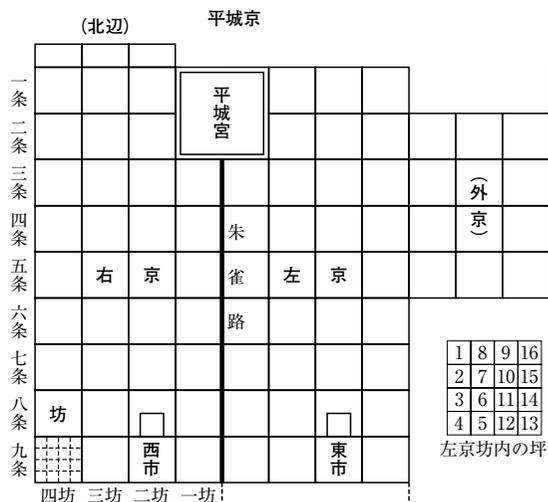


図1 平城京の条坊と条坊呼称法

さらに、館野氏は、平城京の「坪」に相当する空間が、「坊」や「町」と表記された事例も挙げられている。箇条書き的に記せば、

- ① 天平19年(747)の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』では「合寺院地壹拾伍坊」・「四坊塔院」・「四坊堂肆僧房等院」と、大安寺全体の寺院地の内訳を「坊」で書き分けてあり、ここに記された「坊」は条坊制の「坊」ではなく、いわゆる「坪」のことである。
- ② 天平勝宝8歳(756)の「考謙天皇東大寺宮宅田園施入勅」では、東大寺に勅施入される左京の園地に関して、「五条六坊園」「地肆坊 坊別一町二段卅四歩」と明記されており、公式な勅においても、園地の所在地は「条-坊-坪」では表記されていない。
- ③ 宝亀11年(780)の『西大寺資財流記帳』では、「居地參拾壹町、在右京一条三四坊」と記されている。この參拾壹町の「町」は、大安寺の例と同様に、いわゆる「坪」を意味する。

したがって、平城京においては、都城の条坊内を十六の区画に区分することはおこなわれていたが、その小区画を「坪」と呼び、表記されることも奈良時代には正式におこなわれていなかったのではないかと考えられている。また、坊の中を「一坪」から「十六坪」まで千鳥式の番号を付けて呼ぶことも無かったと考えられている。

以上の館野氏の新しい見解(1995年)に対して、氏が言及されなかった若干の補足すべき史料も残されている。すでに旧稿(1994年)において一部言及しているが、再度、史料の紹介も兼ねて論じておきたい。

- ④ 上記の史料②に関連して、宝亀7年(776)年に、造東大寺司長官であった佐伯今毛人と兄の真守(麻毛利)が、佐伯院(法号・香積寺)建立の敷地用に、残りの「御井園」を大安寺より買い取った「佐伯宿禰今毛人同真守連署送銭文」¹¹⁾では、

「佐伯院売買文 宝亀七年」

「御井園文」

謹白 大安寺務所

□壹小坊 在京五条六坊

価銭肆拾貫文

右、差散位従八位下佐伯宿禰狩人充使、奉送如件、謹白、

宝亀七年三月九日

造東大寺次官正五位下佐伯宿禰「真守」

左大弁正四位下佐伯宿禰

佐伯氏に売却された大安寺の「御井園」の所在地(図2)が、「□壹小坊 在京五条六坊」と記されている。この史料に基づけば、「条」-「坊」の「坊」と同じく、十六に区分されている「坊」内の小区画も、同じく「坊」と呼称・表記されていたことを再確認できる。ただし、条-坊の「坊」と、この1町2反124歩からなる下位の「坊」を呼び分ける意味から、特に「小坊」と表記されたことと理解することが可能であろう。平安期以後の呼称・表記に基づけば、売却された「御井園」の所在地は、平城左京五条六坊の「十四坪」に当らう。

- ⑤ 同じく、上記の③の『西大寺資財流記帳』において境内地が「居地參拾壹町」と記されていたように、『興福寺流記(山階流記)』¹²⁾には以下のように歴代の『流記』が引かれており、貴重な関連史料であると判断される。すなわち、「天平記云。地十八坊云々。或十五坊云々。」

「宝字記云。寺家一区。地十六坊。」「延暦記云。寺家一院。地式拾町云々。」「弘仁記同之。」と記されている。

『西大寺資財流記帳』と『興福寺流記』の記載による限り、平安時代以後、一般的に「坪」と呼称・表記される最小の区画は、奈良時代の天平期から天平宝字期までは「坊」と呼称・表記され、奈良時代末の宝亀年間（770～781）頃より、平城京ではすでに新たな「町」の呼称・表記に変更されていたと判断されよう。

したがって、館野氏が紹介されたように、都城において「条－坊－町」の完成した条坊呼称法が確認できるのは、上記の平安遷都後の平城旧京（804年）と長岡旧京（795年）の両事例であるが、都城における最小の区画を「町」と呼称・表記するのは、館野氏が想定されている平安遷都後ではなく、奈良時代末の宝亀11年（780）にはすでに平城京において確認できることを再確認しておきたい。平城京の末期には、条－坊－「町」から成り立つ平安京で確立する条坊呼称法の基本的な要素はすでに出揃っていたのである。

ただし、藤原京においては「左京小治町」「林坊」のような固有名詞に基づく「町」と「坊」の呼称・表記が確認でき、平城京においても「松井坊」のような固有名詞に基づく「坊」の呼称・表記の存在が知られている。これら、和風の固有名詞に基づく藤原京の「町」「坊」と平城京の「坊」の呼称・表記は、上記の平城京で確認できる数詞に基づく「条－坊」の「坊」や、下位の「町」に対応する区画を指すものと想定されている。平城京において、和風の固有名詞に基づく条－坊の区画名から数詞に基づくものへ変更された可能性も想定され、さらに、慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、平安京では以後「条－坊－町」の条坊呼称法が定着するのに対して、平城旧京のみ「条－坊－坪」の呼称法が使用され、定着する。その初見は、管見の範囲においては、平城旧京の農地化が進んでいた九世紀も終わりに近い仁和3年（887）の史料¹³⁾である。

Ⅲ 奈良時代における田図の整備と「条里呼称法」の導入・整備

平城京の条坊呼称法を手本として、三世一身の法と墾田永年私財法の施行にともない、墾田の急増と口分田との弁別のために、かつて岸氏は四証図の筆頭である天平14年（742）における班田図の作製・整備と条里呼称法の成立を想定された。

新しい通説の位置を占める金田氏の説と、新たに提示された吉田氏の説に関しても、解釈の異なる史料や補足すべき史料がなお残されており、両氏と異なる理解も可能であると判断される。

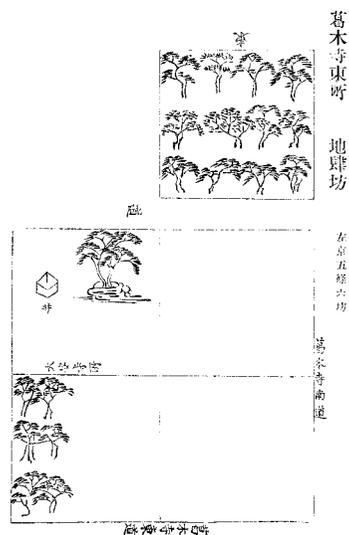


図2 大安寺の「御井園」

Ⅲ－１ 「条里呼称法」の初見史料

史料一 天平15年（743） 弘福寺田数帳

（山背国久世郡） 路里十七口利田二段七十二歩、上中北

十九日佐田一段二百十六歩、上中東

当該の史料は、日本における条里呼称法の初見史料として認められており、近年、鎌田元一氏の研究¹⁴⁾により、同年の校班田に伴って作成された「寺田籍」であることが明らかにされた。

ただし、次の二点には十分な留意が必要である。まず、同史料には条里呼称法の最も基本となる「条」の呼称・表記が記載されていないことである。この点を重視すれば、山背国の条里呼称法はこの時点においては未完成であるとの理解に導かれよう。

次いで、この史料が作成された天平15年の4月22日は、壘田永年私財法が発布された同年の5月27日のおよそひと月前に当たっている。岸氏以来、服部氏・金田氏は、条里呼称法の導入・整備の主な要因として、急増する壘田と口分田の弁別の必要性を述べられてきたが、少なくとも、養老7年（723）に施行されて限定的な壘田の開発を促したと想定される三世一身の法に関しては認められるとしても、壘田永年私財法の施行による壘田の急増を条里呼称法成立の直接的な主要因とはなしえないと判断されよう。農地の位置を把握する条里呼称法の成立とその導入・整備は、結果として、その後、急増する壘田の弁別に便宜を与えたものと考えられよう。

なお、史料一には「条」の記載はなされていないが、石上英一氏¹⁵⁾が新たに紹介された延久4年（1072）の「弘福寺山城国莊田注進状案」に記された東寺領山城莊の坪付の中に、史料一に記されている「路里十七口利田二段七十二歩」が「十二条路里十七坪三段三百冊歩」など、平安期における「条」の存在が明記されている。同史料に書き上げられた山城莊は、史料一に記された弘福寺領を中心に形成されたものであると判断される。

従来、虎尾俊哉氏¹⁶⁾が図上においてまとまりをもった復原案を作成・提示されていたが、山城莊に関する史料が新たに紹介されたことにより、現地に則した比定が可能となった。すでに、高橋美久二氏¹⁷⁾が淀川中流域に位置する八幡市街地の北東部にあたり、現在は木津川の流路となっている地を中心とする比定案を提示されている。

史料二 天平20年（748） 弘福寺三綱牒

（大和国広瀬郡） 廿条五里六坊三段百冊歩

七坊六段二百冊歩

この史料¹⁸⁾には、数詞の「条－里－坊」に基づく大和国の条里呼称法が記載されている。平安時代以後に一般的に使用されていた「坪」の呼称ではなく、奈良時代に使用されていた「坊」の呼称が使用されている点からも、一見すれば当時の一次史料であるように見うけられる。この史料に対して、服部氏は一定の信憑性を認められ、金田氏は判断を慎重に留保されている。吉田氏は、真偽を当面保留せざるを得ないが、もし、ここに些かの真が含まれているならばとの限定を付けて、さらに論を展開されている。

けれども、この史料に関しては、奈良時代中期の一次史料と認定するには疑義が多く、吉田氏が引いておられるように、すでに福山敏男氏や井上寛司氏が偽文書の疑いがあることを示唆され、石上英一氏¹⁹⁾はこの史料に捺印されている「弘福寺印」に関する詳細な検討を経て、当該の史料が10世紀末から11世紀の初めにかけて作成された偽文書であることを明らかにされている。

したがって、次に引く史料が、管見の範囲においては、大和国に関する条里呼称法が明記された初見史料であると考えられる。

史料三 天平勝宝2年(750)²⁰⁾ 出拳銭解

(大和国) 質式下郡十三条卅六走田一町

この史料には、借りた400文の出拳銭に対して、奈良盆地の東南部に位置する式下郡の13条36走田の質田一町が記載されている。大和国の条里呼称法に関する初見史料であるが、金田氏は「里」の記載を欠くことから、大和国の大規模な正方位の条里呼称法の整備と完成(図3・図4)を示すものではなく、完成以前の不完全な状況を示すものであり、大和国における大規模な条里呼称法の整備と完成は、大和国「路東廿二条三山部里九麻生田一町」と明記された宝亀8年(777)

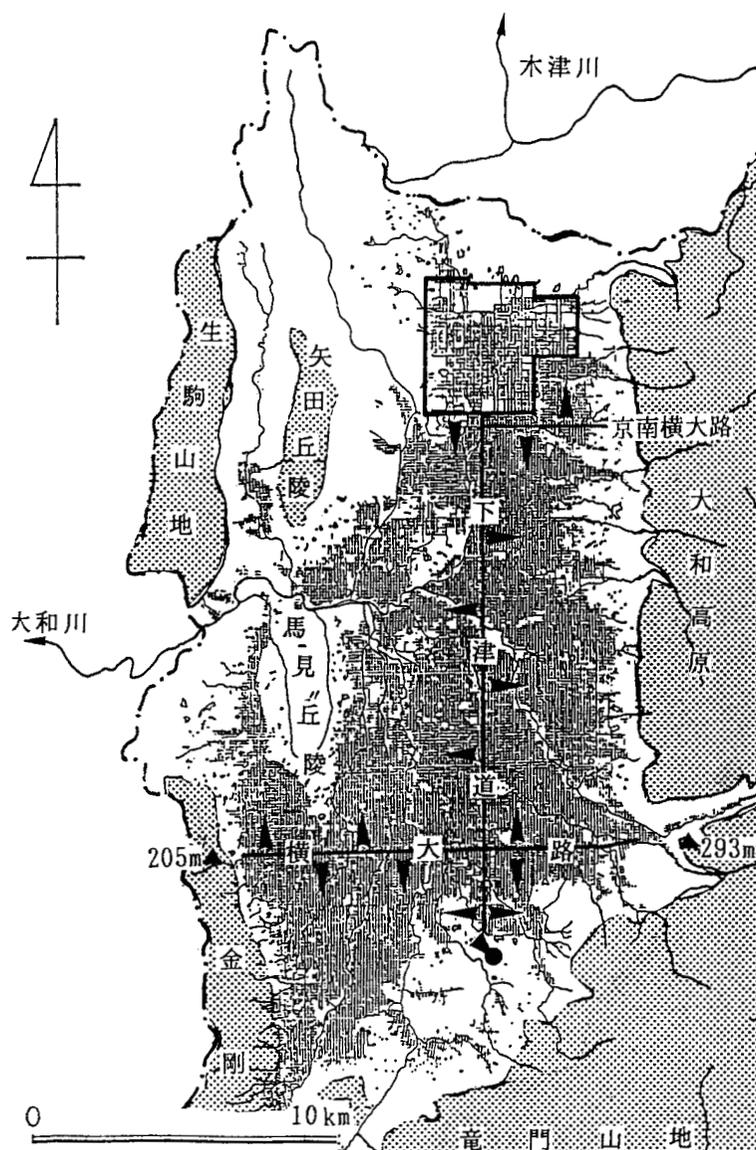


図3 大和国の条坊地割と条里地割

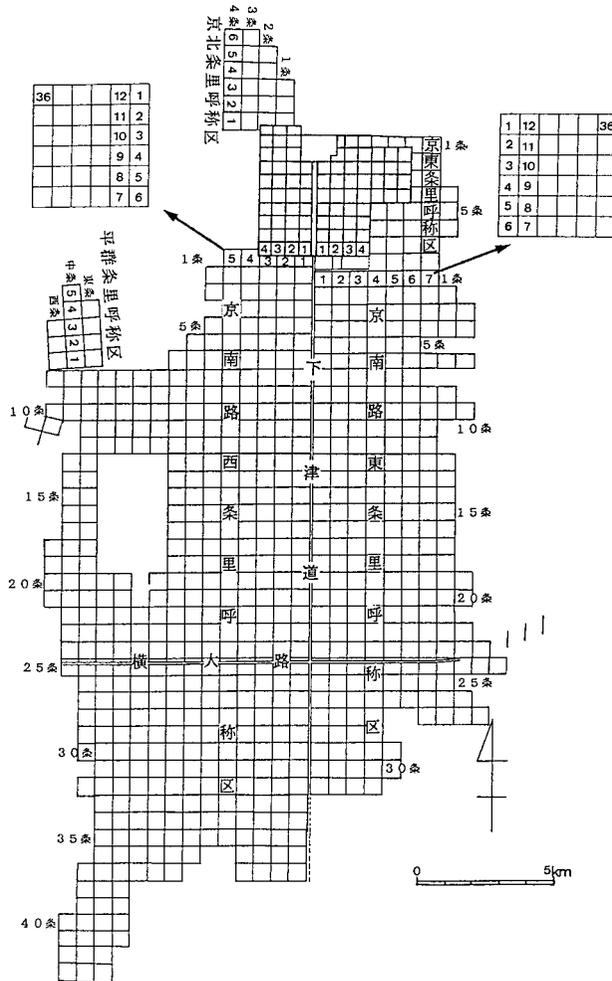


図4 大和国の条里呼称区

の「民部省牒」と「大和国符」まで下ると理解されている。

けれども、この史料に「里」呼称の記載が欠けていることを論拠として大和国における条里呼称法の初見史料と見做しえないとすれば、金田氏が日本における条里呼称法の初見史料と認定されている山背国の条里に関する史料一においても、同じく「条」呼称の記載を欠いており、両者共に山背国と大和国における初見史料とは認められないこととなろう。

なお、念のために、大和国の条里呼称法に関する初見史料と判断される上記の史料三と同様に、「里」の記載を欠いている実例が存在していることを付記しておきたい。その史料は、天平20年(748)の「伊賀国阿拜郡柘植郷舍宅墾田売買券」²¹⁾であり、条里呼称法が導入・整備されて間もない伊賀国に所在する墾田七町余を、同地の家一区・板倉七軒・屋八軒とともに東大寺に売却するに際して、左京三条四坊の戸主である小治田朝臣藤麻呂は、墾田の一筆において「九条 廿五山田北田二百八十八歩」と、「里」の呼称を欠いて記載している。

条里呼称法の導入・整備間もない大和国(750年)と隣接する伊賀国(748年)の両国において、数詞を使用する「条」-「里」の呼称法の記載に際して、確かに「里」の記載を欠く実例も存在

することが判明する。

したがって、「里」の記載を欠く史料三の大和国の事例は唯一の特異な事例ではない。「里」の記載を欠くことから、大和国においては未だ本格的かつ大規模な、後に使用される条里呼称法が整備・完成しておらず、大和国の初見史料とは見做しえないとする金田氏の見解は再検討を要すると判断されよう。

また、平安初期の事例であるが、同じく山城国の条里関連史料において、弘仁2年(811)の「太政官符案」²²⁾では「坪」の記載のみで「条」と「里」の記載を欠き、貞観5年(863)の「民部省勘文案」²³⁾でも「条」の記載を欠いている史料が散見される。

私見では、これらの諸史料を勘案した場合、条里呼称法の導入・整備まもない諸国において、山背国においては固有名詞の里名が使用されているために、公式な「寺田籍」において「条」の記載を欠いていても特段困ることは無いものと判断・表記され、後者の大和国においては、位階を有しない息長(真人)黒麿が質田の所在地を示す際に、導入・整備まもない大和国の条里呼称法を記載するに際して、「里」の記載を欠いてしまったと理解すべきであろうと思われる。

したがって、両史料ともに、それぞれ基本となる「条」と「里」の記載を欠いてはいるが、奈良時代中期における、山背国と大和国における条里呼称法の導入・整備を明記した重要な一次(初見)史料であると判断されよう。

Ⅲ-2 他国における「条里呼称法」の導入・整備時期

つぎに、奈良時代の一次史料で確認できる、他国の状況も一部確認しておきたい。

史料四 天平宝字2年(758) 近江国司牒写

(甲加郡蔵部郷) 廿七条三里廿六上山本田九十歩 卅二上山本田□

この史料は石上氏²⁴⁾がその存在を紹介され、近年、高橋氏²⁵⁾によって甲加郡の条里地割と条里呼称法の具体的な復原案が提示された。

なお、近江国に関しては、他にも、鎌倉時代の写しと想定されている天平感宝1年(749)の「聖武天皇施入勅願文」が伝えられている。同史料²⁶⁾には、薬師寺に施入される蒲生郡に所在した百町の水田の四至として「西限五条畦」と記されており、近江国の初見史料である可能性がある。近江国の条里制に関しては、琵琶湖を基準として、条は郡ごとに時計回りに数え進むように統一されており、里も山麓部から琵琶湖に向けて数え進むように統一されていることを、足利健亮氏²⁷⁾がすでに明らかにされている。

史料五 天平宝字7年(763) (讃岐国) 山田郡弘福寺田校出注文²⁸⁾

八条九里卅一池田一段百六十歩

讃岐国に関しては、天平宝字5年(761)頃に、条里呼称法に関する知識と情報を有していた国司の犬養が、南海道巡察使である馬(史)夷麻呂の助言を得て、讃岐国の条里呼称法が導入・整備されたことを旧稿²⁹⁾で明らかにし、金田氏³⁰⁾がさらに詳細に論じられている。

他方、越前国に関しては、東大寺領の荘園が存在していたために、多くの関連史料が残されており、それらの史料に当時の条里呼称法が記載されている。特に重要と判断されるのは、次に引くように、奈良時代には「条-里-坪」ではなく、「条-里-坊(まち)」と呼称・表記されていたことを明記した史料が唯一確認できることである。

史料六 天平神護2年(766) 越前国足羽郡司解

所訴田八段 西南四条七桑原西里八坊 栗川庄所

史料六³¹⁾のおよそひと月後に作成された、同年10月の「越前国司解」³²⁾にも、「(丹生郡西北十八条一野依田里) 卅三葦原田分式段 同坊分捌段」「加以券文注坊、与天平宝字五年田園勘檢所違坊、」と明記されており、越前国においては、平安時代以後に一般化する「条-里-坪」ではなく、奈良時代には「条-里-坊(まち)」と呼ばれていたことが判明する。

越前国においては、平安時代の初期に作成された延暦15年(796)の「越前国坂井郡符」³³⁾の時点まで、奈良時代以来の「条-里-坊(まち)」の呼称・表記が公式に使用されていたことが確認できる。また、すでに旧稿で明らかにしたように、現在、福井県の各地に奈良時代の条里呼称法に基づく「十五坊(まち)」や「三町(まち)」など、「坊」や「町」が付けられた数詞の小字名が多く残されている。越前国においても、平安時代の中期以後に他国と同様の「条-里-坪」の条里呼称法に変更されたものと想定される。

条里呼称法が、奈良時代には越前国を代表例として「条-里-坊(まち)」と呼称・表記されていた可能性が高い点については近年ようやく理解が深まり、平安時代以後一般的に使用される「条-里-坪」と呼称・表記されるにいたるのは、管見の史料に限れば、金田氏が指摘するように平安遷都後の延暦19年(800)に作成された「山城国紀伊郡司解案」³⁴⁾が初見であり、その後、その他の国においても、条-里-「坪」の呼称・表記を使用する事例が徐々に増えてくる。

Ⅲ-3 奈良時代における「坪」呼称の表記

奈良時代に、平城京の条坊呼称法においては、「条-坊」までの呼称・表記をすることが基本であり、それ以下の1町2反124歩の土地を示す場合は、上記の東大寺や大安寺の園地の事例のように「条-坊」の坊と同じく「坊」と呼称・表記され、両者を弁別する意味から「小坊」と呼称・表記する場合もあったことはすでに述べたとおりである。

また、農地の表示法である条里呼称法においても、越前国の事例から、奈良時代においては「条-里-坊」の呼称・表記が使用されていたと判断されるが、確実な一次史料の上で「坊(まち)」の呼称が表記されているのは、管見の範囲においては、上に引いた越前国の史料のみである。

しかし、すでに館野氏が指摘されているように、上に述べた奈良時代の条坊呼称法に関する一次史料の状況にそぐわない事例が存在している。それは、平安時代初期以後に写されたものと想定されている天平20年(747)の『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』³⁵⁾に記された二か所の園地の表記である。

- 合園地式処 一 在左京七条二坊十四坪
- 一 在同京同条三坊十六坪

館野氏は、この事例は奈良時代においては全く孤立した事例であり、当該の部分が原本に表記されていたか否かの慎重な判断が必要であり、むしろ、原本にはなく、後から付け加えられた可能性を想定されている。すなわち、本来は「条-坊」までの記載がなされており、後にそれぞれ「十四坪」と「十六坪」が加筆されたとの想定である。

ただし、次の点には留意が必要である。すなわち、上で述べたように、宝亀7年(776)に東大寺に売却された大安寺所有の「御井園」の所在地は左京の5条6坊であるが、記載されている

べきこの天平20年（747）の『資材帳』には記載されておらず、記載されている二か所の園とは異なるのである。館野氏は末尾の「十四坪」と「十六坪」のみの加筆を想定されているが、当該の『資材帳』が平安時代初期における原本の忠実な写本であるとの理解も、書写の時期も含めて再検討をおこなう必要があるように思われる。

Ⅲ－４ 「条里呼称法」の導入・整備後における旧来の地名記載

各国において条里呼称法が導入・整備された後も、旧来の地名を用いて水田などの所在地を表記している事例が散見される。その代表的な史料が、次に引く「太政官符」³⁶⁾である。

史料七 神護景雲1年（767）太政官符

大和国二町	一町路東十一橋本田。路東十二岡 本田。在高市郡高市里専古寺地西辺
摂津国二町	一町九条五里卅五大針田。一町九条 六里二丈針田。在島上郡兒屋里
山背国二町	在久世郡牧野 田寺庄北辺

これら三か国にわたる6町の地は、大安寺の修理料として施入されたものである。記されている条里呼称法について、摂津国に関しては同国の初見史料でもある。

しかし、上記の史料一と史料三に関連して論じたように、大和国に関しても、また、山背国に関しても、山背国は天平15年（743）に、大和国も天平神護2年（750）に、それぞれ条里呼称法がすでに導入・整備されていたことを確認できるが、「太政官符」と言う当時の一級の公的文書においても、その所在地がすでに導入・整備されていた条里呼称法を用いて表記されていない事例が存在することは重要であると判断される。

大安寺に施入された大和国の「一町路東十一橋本田。路東十二岡本田。」の2町の地は、同寺の前身である大官大寺の故地に隣接する、後の「高市郡路東二十八条四里の十一坪と十二坪」に相当すると考えられよう。

また、山背国に施入された2町の所在地は、史料一において日本初の条里呼称法の導入・整備が確認できる同国の久世郡のものである。同じ久世郡において、20年以上も前に条里呼称法がすでに導入・整備されているにもかかわらず、「太政官符」において条里に基づく所在表記が使用されていない事例である。

他の国々においても、条里呼称法が導入・整備された後も、条里呼称法による表記・記載が使用されず、所在地の表記に旧来の郡・郷などの地名を使用した関連史料が散見されることにも、十分な留意が必要である。

Ⅲ－５ 奈良・平安時代前期における「坊」と「坪」呼称・表記の未使用

一般的には、奈良時代の中期以後に条里呼称法が導入・整備された国々において、「一条二里三坊」のような数詞に基づく条里呼称法が、所在地の土地表示の方法として各種の史料に記載されているものと理解されている。けれども、数詞に基づく「条－里－坊」の呼称・表記が明記されているのは、奈良時代の史料に限れば上記の史料六の「越前国足羽郡司解」の一例のみであり、

史料一や史料二をはじめとして、他の多くの条里関連史料には、最も条里の基本となる一町四方を指し示す「坊」または「坪」の文字が記載されていないのである。一例として、大和国の関連史料³⁷⁾を引くことにしたい。

史料八 宝亀8年(777) 大和国符

国符 十市郡司

応施入田肆町 元故従四位下佐味朝臣官位田

路東廿二条三山部里九麻生田一町 八葛野田一町

廿三条二耳成里卅五画工田一町

三上藤里二柏原田一町 (後略)

7月2日に作成されたこの「大和国符」と、7月23日に作成された「民部省牒」の両史料において、「里」にはすべて固有名詞の地名が併記されており、「条-里」に続く「坊」の呼称・表記のみがすべて記載されておらず、「坊」の番号と地名が併記されている。

表1は奈良時代中期から平安時代前期における大和国の条里関連史料をまとめたものである。改めて条里の関連史料を通覧した場合、大和国において「坪」の文字が確認できるのは弘仁7年(816)の史料が初見である。

表1 大和国の条里関連史料(奈良時代~平安時代前期)

番号	年号	郡名	条里坪付	史料名	出典
1	750(天平勝宝2)年	城下郡	式下郡十三条卅六走田一町	出拳銭解	大-3-405頁
2	天平宝字年間	平群郡	第四額田里一	額田寺伽藍並条里図	莊園絵図聚英
3	767(神護景雲1)年	高市郡	大和国二町 一町路東十一橋本田 一町路東十二岡本田 在二高市郡高市里専古寺地西辺一	類聚三代格	太政官符
4	772(亀宝3)年	添上郡	東大寺進納地五反 在大和国添上郡	大宅朝臣船人牒	大-6-389頁
5	774(ノ5)年	添下郡	京北四条	京北四条班田図	莊園絵図聚英
6	777(ノ8)年	十市郡	路東廿二条三山部里八葛野田一町 廿三条二耳成里卅五画工田一町 三上藤里二柏原田一町	民部省牒 大和国符	大-6-597頁 ノ 598頁
7	806(大同6)年	添下郡	京南二条一村国里十七林田二百六十歩 三条一粟田里五埋田□□□	添下郡司解	平-1-29頁
8	811(弘仁2)年	ノ	京北三条	京北三条班田図	莊園絵図聚英
9	816(ノ7)年	添上郡	春日郷五上春日里五坪	雄豊王家地相博券文	平-1-42号
10	870(貞観12)年	平群郡	平群東条一平群里十三坪・十四坪	某郷長解写	平-1-163号
11	872(ノ14)年	添上郡	東五条四春日里卅二坪 五上春日里□坪	石川滝雄家地売券	平-1-166号
12	874(ノ16)年	欠	京南□条□垣里卅坪	広津福主直銭請文	平-1-170号
13	879(元慶3)年	添下郡	京南五条一里卅四坪北方	矢田郷長解	平-1-173号
14	884(ノ8)年	ノ	京南五条一里七坪西北角	矢田郷長解	多和文庫文書
15	887(仁和3)年	城上郡	廿一条三跡田里廿四坪	永原利行家地売券案	平-1-176号
16	891(寛平3)年	ノ	廿二条一千代里廿一坪・廿二坪	大神郷長解写	平-1-178号
17	891(ノ)年	ノ	廿二条一里廿一坪・廿二坪	伊勢惟茂田直米請文写	平-1-179号

注) 出典の「大」は大日本古文書、「平」は平安遺文。

すなわち、大和国においては、固有名詞を基本とする「路東廿二条三山部里九麻生田一町」のような奈良時代の呼称・表記から、固有名詞の里名と数詞の坪を併記する「(京東五条)五上春日里五坪」のような平安初期の段階を経て、ようやく9世紀の末になって「京南五条一里卅四坪」のような、中世まで使用され続ける数詞のみに基づいた表記法へ移行する。

このように、大和国では、平安前期の9世紀において、条里制の最も基本かつ重要である一町四方を指し示す「坪」の番号は記載されているが、「十七林田二百六十歩」のように、「坪」の番号と地名が併記され、「坪」の文字を用いた呼称と表記は未だ十分には定着していないのである。

条里呼称法の導入・整備が国ごとに時間差を有していたのと同様に、「坪」の呼称・表記の定着に関しても、国ごとにより時間差が存在していたと考えられる。山城国においては、延暦19年(800)に「坪」の文字が初見され、以後、他の諸国に比べれば例外的に、安定的に「坪」の呼称・文字が記載されている。

これに対して、平安前期の多くの条里関連史料が残されている近江国においては、大和国よりも遅く、9世紀には「坪」の呼称・表記は定着せず、ようやく、承平2年(932)の史料において「坪」の呼称・表記が一部使用されるに至る。これは、伊賀国においても、ほぼ同様である。

このように、奈良時代はもとより、平安時代の前期においても、条里制において最も基本的かつ重要である一町四方を指し示す「坪」の呼称と表記が諸史料に記載されていないと言う事実は、上記のような紙に記された条里関連の文書のみならず、木簡に記載された条里関連の史料からも確認することができる。次に、その実例を引くこととしたい。

史料九 平安時代の条里関連の木簡

- A 九条五立石里廿三桑原墾田百廿八歩 従北南方高生郷采女部男庭之墾
 B 告知諸田刀称等 勘取□田二段 九条三里一曾□□ (正面)
 右件水田□□□子□□□□□□□□ (左側面)
 嘉祥三年三月十四日 大領薩麻公 (裏面)
 擬小領 (右側面)
 C 右田依□野郷出□永社戸口 延喜六年四月十三日
 禁制六条九里廿椎下田式段 百姓□□□□□ 執 民部卿家書吏車持公
 □人□□□□

Aの木簡³⁸⁾は、兵庫県北部に位置する城崎郡日高町水上の深田地区から出土した木簡20点の中の一点である。他の木簡には、弘仁3年(812)や寛平7年(895)の年号が記されており、当該の木簡が9世紀頃のものであることが判明する。木簡が出土した高田地区は、延暦23年(804)に但馬国府が移された第二次国府の地に比定されている。上記のA木簡のように、但馬国府に関連すると想定される平安前期の木簡においては、坪の番号と地名は併記されているが、「坪」の文字は記されていない。

また、Bの木簡³⁹⁾は、鹿児島県薩摩川内市に位置する薩摩国分寺跡のすぐ南の水田跡から出土したものである。嘉祥3年(850)3月14日に、大領の薩摩公と擬小領の両名が、「九条三里一曾□□」にある2反の水田を、何らかの理由で差し押さえたことを触れた告知札である。この事例においても、やはり、坪の番号と地名は併記されているが、「坪」の文字は記載されていない。郡衙で作成されたと考えられるこの木簡においても、「坪」の文字が記されていないことは、意

図的に「坪」の文字を記載しなかったものと判断されよう。

さらに、Cの木簡⁴⁰⁾は、但馬国出石郡家に関わる袴狭遺跡群が出土した延喜6年(906)のものである。袴狭遺跡群からは、出石郡家に関連する多くの木簡が出土しており、当該の木簡も検田に関わる事例と考えられている。検田の郡務に関わる平安中期の木簡においても、「坪」の文字は記載・使用されていないのである。

中国の唐代の長安城や洛陽城では、各坊は固有の名前を有していた。他方、数詞に基づく平城京の条坊呼称法を、岸氏は中国の固有名を簡略化したものと考えられた。支配する側からみれば、京戸の本貫地を数詞の条坊によって簡単に掌握することができる、「きわめて簡便かつ合理的な方法」と理解・評価されてきた。また、その条坊呼称法を手本として導入・整備されたと想定されている数詞に基づく条里呼称法も、田図や田籍をとおして各種の水田の「合理的な管理」をおこなうことができたと評価されてきた。

けれども、奈良時代中期以後に導入・整備された各国の条里呼称法に関連する史料においては、およそ100年後の平安前期に至るまで、「坪」の番号と在地の具体的な地名は併記されても、「坪」の文字は記載されていない事例の方が多いのである。農地を支配・管理する側から「きわめて簡便かつ合理的」と評価される条里呼称法は、現地の大地の上に一町四方の条里地割が未だ広範に施行されていない奈良時代と平安前期においては、多くの場合、田図の上のみ一町四方の区画と条里の呼称法が存在する、農民たちにとっては、現地の実態と乖離した「きわめて使いづらい」「架空の条里地割に基づく」「馴染みのない」行政的な番号であったと想定されよう。「一条三里十五坪」のような数詞のみに基づく条里呼称法の完成・定着に、各国における奈良時代中・後期の導入・整備から、およそ50年から100年以上もの年月を要していることが、その間の事情を雄弁に語っていると判断されよう。

吉田氏は、本稿でおこなったような各国の関連史料に基づく検討はなされてはいないが、「条里呼称法は天平二十年頃にはいまだ国郡衙内における官製の呼称に過ぎず、逆に官外では必ずしも周知されるものではなかった」との想定を導かれ、「官称たる条里呼称」と理解されている。

「坪」の表記をめぐる上記の検討は、結果として、吉田氏の理解と重なるものである。ただし、吉田氏が記された条里呼称法が導入・整備されはじめた天平20年頃のみではなく、現地において営農する農民たちにとって、「きわめて馴染みのない」官称である条里呼称法が定着していくには、奈良時代はもとより、平安前期と言う長い期間を要したのである。

なお、田図の上だけではなく、すでに8世紀の初頭から、校班田の折に、一町四方の区画を指し示して確認するために、「縄」などを用いた現地における土地把握の方法が律令国家によって採られていたとする想定が、宇野隆夫氏や三河氏によってなされているが⁴¹⁾、確実な関連史料に基づく想定ではなく、さらに慎重な吟味が必要であると判断されよう。

Ⅲ-6 田図の作成・整備と条里呼称法の導入・整備過程

かつて、岸氏は、班田図が天平14年(743)の条里呼称法の成立と同時にしくはそれ以後に整備されたと想定し、永らく通説の位置を占めてきた⁴²⁾。けれども、氏は後に、条里呼称法が記載された最古の史料である天平15年(744)の山背国久世郡の「弘福寺田数帳」では、「路里十七口利田二段七十二歩」のように最も基本となる「条」の呼称が未だ用いられていないことから、「里」

は「条」に先行する六町四方の地域で本来固有名をもち、「条」はその「里」を横に連ねる横の系列で、「里」は初め固有名詞だけであったが、次第に条ごとに1里・2里と言う数詞を付して呼ぶようになったものと考えを変えられたが⁴³⁾、条里呼称法は日本独自のものであり、班田図の整備と密接な関係をもって成立したとの考えは堅持されている。

一方、三河氏⁴⁴⁾は、岸説に再検討を加えつつ、「里」ごとに個別に作成された班田図が、天平14年の四証図までに一列にまとめられた形態へと変化した事を想定された。そして、「里」呼称を、(イ) 固有名詞里、(ロ) 数詞条+固有名詞里、(ハ) 数詞条+数詞+固有名詞里、(ニ) 数詞条+数詞里の4つの型に分類し、天平15年の「弘福寺田数帳」は(イ)の段階を示し、天平20年の「伊賀国柘植郷舎宅墾田売券」は(ニ)の初見史料であると認定された。

すなわち、岸氏と同様に、まず、固有名詞を用いる(イ)が先行して成立し、その後に数詞による条や里をともなった(ロ)(ハ)(ニ)の型が遅れて成立したと考え、(イ)から(ロ)・(ハ)・(ニ)への編成過程は、班田図の形態変化と対応するものであり、(イ)は先行して整備された里ごとの班田図と対応し、(ロ)・(ハ)・(ニ)は里ごとの班田図が一列にまとめられた「一条一卷」の形態と対応すると想定されている。

岸氏と三河氏は、「条」に先行して固有名詞が付された「里」の呼称とそれに基づいた班田図が作成され、後に、それらの「里」を連ねる数詞による「条」や「里」が成立したとみる点では、ほぼ一致している。すなわち、「里」を単位とした班田図がまず整備され、天平14年以後に班田図の形態やその変化に対応して条里呼称法が成立したと想定する。

けれども、岸氏と三河氏による最新の説には、以下のような異なる解釈もなお可能であるように考えられる。

まず再考すべきは、両氏が「条」に先行して成立し、固有名詞に基づく「里」の班田図が作成されていたと想定する論拠となる主な史料が、山背国の天平15年(744)の「弘福寺田数帳」である点にある。確かに、この田数帳には「条」が記載されていないが、固有名詞に基づく里名の坪付であるために、「条」を記載する必要がなかったと理解する事も十分可能であるように思われる。これに次ぐ条里関連の史料は、平安初期の延暦19年(800)の「紀伊郡司解」⁴⁵⁾であり、三河氏はこの史料に基づいて、山城国においては、平安初期の9世紀初頭以後に数詞の条が導入されたと理解されており、さらに和泉国に関しては、延喜22年(922)の「和泉国大鳥神社流記帳」⁴⁶⁾に基づいて、平安中期の10世紀に至るまで、固有名詞の里名による(イ)のタイプであったと認定されている。

仮に、この三河氏の理解を認める場合、他の諸国で奈良時代の中期頃に数詞に基づく条と里が整備されて里を連ねる形式の一条一卷の班田図が整備された後も、山城国では平安初期までのおよそ50年余、和泉国では律令国家による班田が実施されなくなる平安中期に至るまでの150年余の全期間、固有名詞の里名に基づく(イ)のタイプであり、数詞の条・里の整備に基づく「一条一卷」の形式の班田図は作製されず、一貫して、「里ごとの班田図」が作成・整備されていたことになるが、周辺諸国の状況を勘案した場合、考えがたいように思われる。

隣国である大和国では「条」の初見が天平勝宝2年(750)であり、伊賀国では天平20年(749)、近江国では天平感宝1年(749)など、山背国の周辺諸国においては天平年間以後に数詞に基づく「条」が導入・整備されているなかで、都がおかれる山背国のみ、平安初期の延暦19年(800)

まで数詞に基づく「条」が導入・整備されていなかったことは考えがたいと判断されよう。和泉国に関しては、なおさらである。

また、上に述べたように、山城国のような固有名詞の里名に基づく国においては、数詞の「条」を必ず記載する必要がないことが十分想定される。事実、山城国において数詞の「条」が導入・整備されたことが複数の史料で確認できる平安前期末の「民部省勘文案」⁴⁷⁾（貞観5年・883年）においても、「山城国紀伊郡紀伊里拾玖坪肆段」などのように、公式な民部省が作成した公的な勘文において、記載された3筆には既に導入されていた紀伊郡の数詞の「条」が記載されていない事例が確認される。さらには、坂上田村麻呂の墓地の選定に関する平安初期の「太政官符案」⁴⁸⁾（弘仁2年・811年）においても、水田と陸田には「廿五坪四段」などの坪付6筆のみが記載されており、「数詞の条」はもとより「固有名詞の里名」も併記されてはいないのである。

当該の山城国における上記の「民部省勘文案」と「太政官符案」の二史料や、大和国をはじめとする周辺諸国の条里関連史料を総合的に勘案した場合、天平15年（744）の「弘福寺田数帳」には確かに数詞の「条」が記載されていないが、この史料を主な論拠として、この時点で山背国に数詞の「条」が導入・整備されてはなかったと理解することはやはり難しいと判断されよう。

この判断が仮に正鵠を得ているものであるならば、岸氏と三河氏が「弘福寺田数帳」を主な論拠として、まず、固有名詞の里名に基づく「里ごとの班田図」が整備され、のちに四証図とされる天平14年（743）の全国的な班田図の作成以後に、これら「里ごとの班田図」を一例に連ねる形で「一条一卷の班田図」が整備されたとの新説も、全面的な再検討を要すると判断されよう。

それでは、班田図の導入・整備と条里呼称法の整備との関連は、どのように理解すれば良いのであろうか。吉田氏⁴⁹⁾は、四証図とされた天平14年（742）の班田図が全国的に作成された最初の班田図であり、条里呼称法はその班田図の上において導入・整備されたと想定されている。また、三河氏は、天平神護3年（767）の「民部省牒案」⁵⁰⁾に記された天平1年（729）図や天平11年（739）図が、四証図以前に整備されていた（固有名詞の里ごとに作成された）班田図であり、その形態に即して天平14年（742）以後に条里呼称法が成立したと考えている。

確かに、三河氏が説くように、班田図の整備には条里呼称法の導入・整備は必ずしも不可欠なものではない。事実、現存最古の年記を有する天平7年（735）年に原図が作成された「讃岐国山田郡田図」⁵¹⁾は、条里の方格を有する五町幅の形式で描かれている。

けれども、三河氏の理解に基づけば、上で述べたように、大和国をはじめとする周辺諸国で「数詞の条」が750年頃に導入・整備されて「一条一卷」の班田図が作成された後も、平安初期までの50年余、山背国においては「数詞の条」が導入されておらず、「固有名詞の里」ごとの班田図が一貫して作成されていたと言う矛盾に陥るように思われる。

したがって、目下は、以下のような想定をなすことも可能であろう。すなわち、岸氏や吉田氏が説くように、四証図となされた天平14年に6町幅を基本とする「一条一卷」の形式の全国初の「班田図」が作成された。ただし、現存する関連史料によって、この時点において条里呼称法の導入・整備が確認できるのは山背国のみである。すでに旧稿⁵²⁾で明らかにしたように、讃岐国において条里呼称法が導入・整備されたのは、四証図が整備された天平14年からおよそ20年後の天平宝字5年（761）頃である。この間、讃岐国においては、幾度かの班田図が作成されたが、いずれの班田図にも条里呼称法は記載されていなかったと考えざるをえないように思われる（図

5・図6)。讃岐国の事例は例外ではなく、すでに金田氏⁵³⁾が明らかにされているように、各国の条里呼称法は、天平14年の山背国の事例を初見として、同年の全国的な四証図整備の後、20年ほどの間に徐々に導入・整備されたものである。

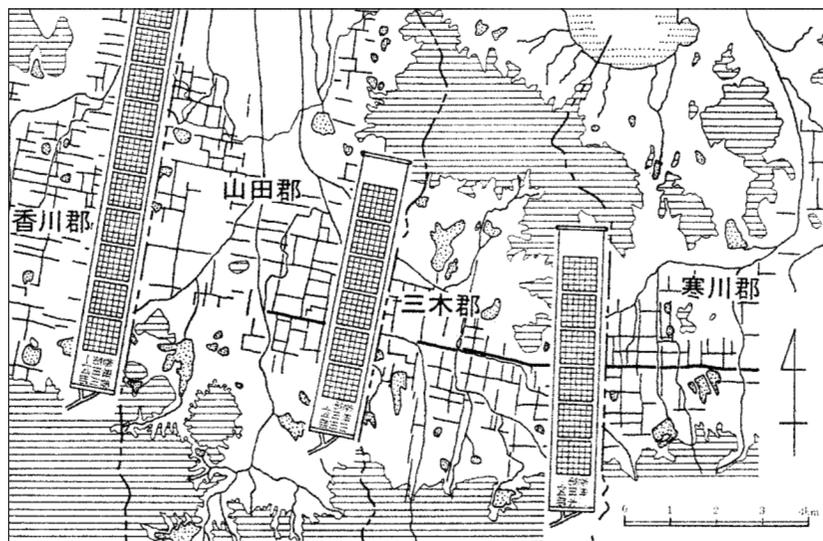


図5 天平14年(742)の班田図の整備状況想定図



図6 天平宝字5年(761)の条里呼称法の整備状況想定図

以上の見解と関連史料の状況を総合的に判断した場合、四証図の筆頭と位置づけられた天平14年の段階では、6町幅の形式で、全国的に「一条一卷」の班田図が整備されたと想定されよう。この時点で班田図に条里呼称法が導入・記入されたのは山背国はじめとするわずかの国であったと考えられ、その後、10年から20年の時間を経て、班田の実施と班田図の作成に際して諸国で徐々に条里呼称法が導入・記載されるに至ったと想定されよう。

ただし、三河氏が見出された天平10年（738）頃の作成と想定されている「公式令文案古記」に記された「田、謂田図也」の「田図」や、上記の天平1年（729）図と天平11年（729）図などの図が、四証図に先立って作成された「固有名詞の里」ごとの班田図である可能性に関しては、筆者も未だ十分得心しうる成案を得ていない。四証図以前の田図の実態に関しては、なお、慎重な検討が必要であると思われる。

IV おわりに

本稿は、奈良時代から平安時代前期における条坊呼称法と条里呼称法の導入・整備に関して、岸氏・金田氏・館野氏・吉田氏をはじめとする諸先学はもとより、若手の三河氏の研究から多くを学び、基本的な事柄に再検討を加えたものである。ささやかな検討の成果は、以下のようにまとめることが可能であろう。

第一に、平城京の条坊呼称法に関する史料では、館野氏が明らかにされたように、確認できるのは「条-坊」までの呼称と表記であり、数詞に基づく「条-坊-町」からなる平安京以後に定着する条坊呼称法の初見は、平安遷都後の平城旧京の事例（804年）と長岡旧京の事例（795年）である。ただし、『西大寺資財流記帳』と『興福寺流記』などの史料を勘案した場合、都城における最小の区画を奈良時代の後期までは「坊」と呼称・表記され、末期の宝亀年間（780）頃には「町」と呼称・表記されていた。奈良時代の末期には、平安京で確立・使用される「条-坊-町」の条坊呼称法の基礎的な要素は整っていたと判断されよう。

第二に、日本における条里呼称法に関する初見史料と認定されている天平15年（743）の山背国の「弘福寺田数帳」では最も基本的な「条」の記載を欠いており、大和国の条里呼称法の初見史料である天平勝宝2年（750）の「出拳銭解」では「里」の記載を全く欠いている。周辺諸国の関連史料においても、伊賀国において「里」の記載を欠く事例（748年）や、同じ山城国において「条」の記載を欠く事例（811年・863年）も存在している。確かに、両史料ともに、最も基本となる「条」と「里」の記載を欠いてはいるが、奈良時代中期における両国の条里呼称法の導入・整備を示す重要な初見史料であると判断されよう。

第三に、奈良時代の確実な関連史料においては、条里制において最も基本的な一町四方の区画を指し示す用語としての「坪」の呼称と表記は確認できず、唯一、越前国の関連史料において、「坊」と呼称・表記されていたことが確認できる。管見の史料に限れば、平安初期の延暦19年（800）の山城国の史料が「坪」の呼称を表記した初見史料であり、以後、他国においても「条-里-坪」からなる一般的な条里呼称法が広く定着してゆく。

第四に、奈良時代の和国の条里関連史料においては、「路東廿二条三山部里九麻生田」のように、平安時代以後の「坪」や奈良時代の「坊」の呼称・文字は記載されていない。この点は、当時の紙に書かれた文書はもとより、木片に記された木簡の関連史料においても同様である。確かに、条里制において最も基本的かつ重要性の高い一町四方の区画に関して、奈良時代はもとより平安前期の多くの関連史料において「坪」や「坊」の呼称・表記がなされておらず、番号の次に具体的な在地の地名を併記していることからすれば、営農する農民たちにとって、条里呼称法はきわめて馴染みのない官製の番号に過ぎなかったと言えよう。それはまた、農地を支配・管理

する律令国家にとっては、きわめて簡便かつ合理的な農地把握の方法であるとの評価がなされるものではあるが。

第五に、班田図の整備と条里呼称法の成立の関係とその実態に関しては、未だ、十分納得しうる定説がないように思われる。すでに、岸氏と三河氏によって、日本における条里の初見史料である天平15年(743)の「弘福寺田数帳」において、もっとも基本的である「条」の記載がないことを主な論拠として、この段階においては、「固有名詞の里」ごとに班田図が作成されていた段階であり、のちに「条」が導入される際に、里を連ねた「一条一卷」の典型的な班田図が作成されるに至るとの想定がなされている。

けれども、同じ山城国において、平安時代に下る条里関連の史料においても「条」が記載されていない史料の存在が確認され、また、周辺の大和国では750年、伊賀国では749年、近江国でも749年に「条」がすでに導入・整備され、関連史料にも明記されている。後に都が置かれる山城国のみ、平安初期の800年まで「条」が導入されず、「固有名詞の里」ごとの班田図が作成され続けたことは、やはり想定しがたいと思われる。

仮説のひとつとして、関連史料の状況を総合的に判断した場合、四証図の筆頭と位置づけられた天平14年の段階では6町幅の形式で「一条一卷」の班田図が全国的に作製され、その後、10年から20年もの時間を経て、班田の実施と班田図の作成に際して、諸国において徐々に「一条一卷」の班田図に基づいて条里呼称法が導入・記載されるに至ったとの想定を述べておきたい。

戦前以来の厚い研究の蓄積を有する条坊制と条里制、とくに、両者の呼称法の成立とその関連についても、本稿でささやかな検討をなしたように、再検討を要する点が少なくない。今後も、当時の一次史料に基づいて、さらに丁寧な検討と思考を続けることとしたい。

付記 平城遷都1300年の記念すべき年に、長年のご厚誼と学恩に感謝申し上げ、千田 稔先生ならびに金田章裕先生に、本稿を謹んで献呈させていただきます。(2010年秋の佳日に記す。)

注および文献

- 1) 岸 俊男 (1988)「班田図と条里制」、『日本古代籍帳の研究』、塙書房。
- 2) 金田章裕 (1993)『古代日本の景観』、吉川弘文館。他
- 3) 中井一夫 (1982)「条里制研究の現状と問題点」、条里制の諸問題、I。
寺沢 薫 (1987)「奈良県多遺跡の条里遺構と二、三の問題」、条里制研究、3号。
同 (1991)「大和国における中世開発の一様相 一箸尾遺跡の調査と小東荘一」、条里制研究、7号。
- 4) 岸 俊男 (1988)「条里制に関する若干の提説」、『古代日本宮都の研究』、岩波書店。
- 5) 館野和巳 (1995)「平城京その後」、門脇禎二編『日本古代国家の展開』、上巻、恩文閣出版。
- 6) 堀 健彦 (1998)「平安期平城京の空間利用とその支配」、史林、81-5号。
- 7) 吉田敏弘 (2005)「田図と条里呼称法」、國學院大學大学院紀要、36号。
- 8) 三河雅弘 (2010)「班田図と古代荘園図の役割」、歴史地理学、248号。
同 (2009)「古代国家による土地把握体制の確立過程」、『古代国家成立期の土地把握と図の機能』、博士論文、未刊行。
- 9) 服部昌之 (1983)『律令国家の歴史地理学的研究』、大明堂。

- 10) 伊藤寿和 (1989) 「近江国の『町 (まち)』地名をめぐって」、『歴史地理学紀要』、31号。
 同 (1994) 「大和国における古代の農地開発と条里制に関する基礎的研究」、日本女子大学紀要・文学部、43号。
 同 (2001) 「東大寺領大和国『清澄荘』に関する歴史地理学的研究」、日本女子大学紀要・文学部、50号。
- 11) 『大日本古文書』、23巻、615～616頁。
 12) 『奈良六大寺大観』、7巻、(興福寺の1)、岩波書店。
 13) 『平安遺文』、1巻、176号文書。
 14) 鎌田元一 (2001) 「律令制的土地制度と田図・田籍」、『律令公民制の研究』、塙書房。
 15) 石上英一 (1997) 「弘福寺文書の基礎的研究」、『古代荘園史料の基礎的研究』、上、塙書房。
 16) 虎尾俊哉 (1961) 「天平十五年弘福寺田数帳」、『班田収授法の研究』、吉川弘文館。
 17) 高橋美久二 (1994) 「山城国久世郡衙と条里」、条里制研究、10号。
 18) 『大日本古文書』、3巻、41～48頁。
 19) 石上英一、前掲15)。
 20) 『大日本古文書』、3巻、405頁。
 21) 『大日本古文書』、3巻、134頁。
 22) 『平安遺文』、1巻、34号文書。
 23) 『平安遺文』、1巻、136号文書。
 24) 石上英一、前掲15)。
 25) 高橋美久二 (2004) 「近江国甲賀郡の条里と弘福寺領蔵部荘」、歴史地理学、218号。
 26) 『大日本古文書』、3巻、242頁。
 27) 足利健亮 (1980) 「近江の条里」、藤岡謙二郎編『琵琶湖周遊』、ナカニシヤ出版。
 28) 『大日本古文書』、5巻、459頁。
 29) 伊藤寿和 (1983) 「讃岐国における条里呼称法の整備過程」、歴史地理学、120号。
 30) 金田章裕、前掲2)。
 31) 『大日本古文書』、5巻、543頁。
 32) 『大日本古文書』、5巻、560・614頁。
 33) 『平安遺文』、1巻、13号文書。
 34) 『平安遺文』、1巻、16号文書。
 35) 『寧楽遺文』、中巻、377・381頁。
 36) 『類聚三代格』、巻15、寺田事。
 37) 『大日本古文書』、6巻、598頁。
 38) 「木簡研究」、9号、62頁。
 39) 「木簡研究」、24号、155頁。
 40) 「木簡研究」、14号、78頁。
 41) 宇野隆夫 (1994) 「考古学からみた日本生産流通史」、日本史研究、380号。
 三河雅弘、前掲8)。など
 42) 岸 俊男、前掲1)。
 43) 岸 俊男、前掲4)。
 44) 三河雅弘、前掲8)。
 45) 『平安遺文』、1巻、16号。
 46) 『平安遺文』、1巻、218号。
 47) 『平安遺文』、1巻、136号。
 48) 『平安遺文』、1巻、34号。

- 49) 吉田敏弘、前掲6)。
 - 50) 『大日本古文書』、5巻、640~645頁。
 - 51) 東京大学史料編纂所編(2001)『日本荘園絵図聚影』、五下、東京大学出版会。
 - 52) 伊藤寿和、前掲29)。
 - 53) 金田章裕(1985)『条里と村落の歴史地理学研究』、大明堂。
- 補) 岸 俊男、前掲4)、「日本における『京』の成立」。